

令和 7 年度第 2 4 回庁議提案 審議・報告・その他

提出 日：令和 8 年 3 月 3 0 日

担当部・課：教育委員会生涯学習課〔内線 5 0 5 3〕

① 件 名
石巻市立学校体育施設の利用方法等の見直しについて
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】</p> <p>本市では、団体からの利用申請により、学校体育施設（体育館及び校庭）を学校行事や部活動等の学校教育上支障のない場合に限り、無料で開放している。</p> <p>これまで利用については年間を通した利用のみを想定していたが、練習試合をはじめ、地域や子ども会のスポーツイベント等の一時利用が一定数あり、利用許可の判断を各学校長判断としていた。</p> <p>また、年に数回程度の利用であっても年間利用として学校施設の利用登録を行う団体もあり、新規利用が難しい状況にあったほか、団体利用時の人身、物損事故の報告について、内規により対応していた。</p> <p>【目的】</p> <p>学校体育施設の一時的な利用を明確にすることで、より多くの団体が利用できるようにするとともに、利用時の人身、物損事故の報告など、必要な事項を定めるほか、文言を整理することで、さらなる市民の体育・スポーツの推進を図るもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】</p> <p>スポーツ基本法（平成 2 3 年法律第 7 8 号）</p> <p>石巻市立学校の管理に関する規則（平成 1 7 年教育委員会規則第 1 6 号）</p> <p>石巻市立学校体育施設開放実施要綱（平成 1 7 年教育委員会告示第 1 0 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>昭和 5 0 年 5 月 学校体育館開放実施要項施行</p> <p>平成 1 7 年 4 月 石巻市立学校体育施設開放実施要綱施行</p> <p>令和 8 年 3 月 令和 8 年教育委員会第 3 回定例会において審議</p>
⑤ 主な内容
<p>1 一時利用の追加</p> <p>他の登録団体が定期利用していない場所及び時間に限り、一時的に学校施設の利用を希望する団体の利用を許可する。</p> <p>2 事故等の報告</p> <p>施設利用中に人身、物損の事故があった場合、当該学校及び教育委員会への報告を求める。</p> <p>3 登録団体の登録内容の変更</p> <p>代表者等の変更が生じた場合、速やかに教育委員会への届出を求める。</p>
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
<p>【影響・効果】</p> <p>より多くの市民が学校体育施設を利用できるようになり、体育・スポーツの推進が図られる。</p> <p>【市の財政負担】</p> <p>特になし</p>

⑦ 他の自治体の政策との比較検討
<ul style="list-style-type: none"> <li>・仙台市：利用団体登録は年度単位のため、一時利用は原則不可。</li> <li>・大崎市：一時利用については団体登録不要。簡易申請により一時利用可。</li> <li>・東松島市：団体登録により一時利用可。</li> </ul>
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
<p>令和8年4月 石巻市立学校体育施設開放実施要綱の一部改正  (施行予定年月日：令和8年4月1日)  4月～ 市ホームページ等で周知</p>
⑨ その他